

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

教育委員会

- 宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 一
- 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則 二
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 二
- 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則 二
- 宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則 四〇
- 県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則 四〇
- 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則 四〇
- 県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の一部を改正する規則 四〇
- 事務決裁規程の一部を改正する訓令 四一
- 地方機関等文書規程の一部を改正する訓令 四二
- 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令 四三

教育委員会

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第一号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則(昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号)の一部を次のように

ページ

改正する。

第八条の二中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 県立高校将来構想の推進に関すること。

三 高等学校及び県立中学校の組織編制及び収容定員に関すること。

四 県立中学校の設置及び廃止に関すること。

第八条の二に次の一号を加える。

六 教育行政の情報化の総合的な企画及び調整並びに推進に関すること。

第十一条第一号中「高校教育課」を「(教育企画室)」に改め、同条第二号中「中学校」の下に「教育企画室の分掌に係るものを除く。」を加える。

第十三条第一号中「及び県立中学校」を削り、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号

から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を十二

号とし、第十五号を第十三号とする。

第二十六条の表中

宮城県宮城野高等学校	仙 台 市
宮城県美田園高等学校	
宮城県工業高等学校	

宮城県宮城野高等学校	仙 台 市
宮城県工業高等学校	

宮城県名取北高等学校	名 取 市
宮城県農業高等学校	

宮城県名取北高等学校	名 取 市
宮城県美田園高等学校	
宮城県農業高等学校	

宮城県南郷高等学校	遠田郡美里町
宮城県小牛田農林高等学校	
宮城県女川高等学校	牡鹿郡女川町

を

宮城県南郷高等学校	遠田郡美里町
宮城県小牛田農林高等学校	

に、

宮城県立光明支援学校	仙台市
宮城県立拓桃支援学校	

を

宮城県立光明支援学校	仙台市
宮城県立小松島支援学校	
宮城県立拓桃支援学校	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第二号

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中二を削り、ホをニとする。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第三号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二若しくは昭和二十九年改正法附則第十項又は免許法施行規則第六十五条の二の規定により」を削り、「受けようとする者」の下に「（次条の規定により普通免許状の授与を受けようとする者を除く。）を、「提出しなければならない」の下に「。ただし、第四号から第十二号までに掲げる書類は、必要がある者に限る。この場合において、第七号及び第八号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない」を加え、同条第三号から第九号までを次のように改める。

- 三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）
- 四 基礎資格等を証明する書類
- 五 免許状の写し又は免許状授与証明書（既に授与された免許状がある場合に限る。）
- 六 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）
- 七 学力に関する証明書
- 八 実務に関する証明書（様式第七号。免許法施行規則第六条第一項の表備考第九号若しくは第十号、第七条第一項の表備考第四号又は第十条の表備考第二号の規定の適用を受けるものに限る。）
- 九 介護等の体験に関する証明書（小学校又は中学校の教諭の免許状を出願する場合に限る。）
- 第十 教員資格認定試験合格証明書（免許法第十六条の二第一項の規定による出願の場合に限る。）
- 十一 免許状更新講習修了（履修）証明書
- 十二 その他教育委員会が必要と認める書類
- 第十五条の二及び第十五条の三を削る。
- 第十六条中「施行法第二条並びに免許法別表第五の中学校に係る二種免許状の項のイ及びロ並びに同表の高等学校に係る一種免許状の項のイによる」を削り、「提出しなければならない」の下に「。ただし、第六号から第十三号までに掲げる書類は、必要がある者に限る」を加え、「第八号から第十

一号まで」を、「第五号及び第九号から第十一号まで」に改め、「書類は」の下に「原則として」を加え、同条第三号から第十一号までを次のように改める。

三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）

四 身体に関する証明書（様式第十号）

五 人物に関する証明書（様式第十一号）

六 基礎資格等を証明する書類

七 免許状の写し又は免許状授与証明書（既に授与された免許状がある場合に限る。）

八 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）

九 学力に関する証明書

十 実務に関する証明書（様式第七号、様式第七号の二又は様式第七号の三）

十一 成績証明書（学校の卒業又は修了をもって出願の要件とする場合に限る。）

十二 免許状更新講習修了（履修）証明書

十三 その他教育委員会が必要と認める書類

第十七条を削る。

第十七条の二中「申請者」を「出願者」に、「第七号及び第八号」を「第六号及び第七号」に改め、同条第二号中「申請者」を「出願者」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「様式第三号」の下に「及び様式第三号の二」を加え、同条第四号とし、同条第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 人物に関する証明書（様式第十一号）

第十七条の二に次の一号を加え、同条を第十七条とする。

八 その他教育委員会が必要と認める書類

第十八条中「その学校を所管する教育委員会」を「所轄庁等」に、「第八号から第十一号まで」を「第五号及び第八号から第十号まで」に改め、同条第三号から第十一号までを次のように改める。

三 履歴書（様式第三号及び様式第三号の二）

四 身体に関する証明書（様式第十号）

五 人物に関する証明書（様式第十一号）

六 基礎資格等を証明する書類

七 免許状（免許法第五条の二第三項による出願の場合に限る。）

八 実務に関する証明書（様式第七号。現に勤務している者に限る。）

九 成績証明書（学校の卒業又は修了をもって出願の要件とする場合に限る。）

十 助教諭採用に関する理由書（様式第十三号）

十一 その他教育委員会が必要と認める書類

第十九条中「提出しなければならない」の下に「。この場合において、第五号の書類は証明者が厳封したものを提出しなければならない」を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「様式第三号」の下に「及び様式第三号の二」を加え、同条第五号中「教員免許状の写（様式第五号）」を「免許状の写し」に改め、同条第六号を同条第五号とし、同条第六号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 その他教育委員会が必要と認める書類

第二十一条第三号中「様式第三号」の下に「及び様式第三号の二」を加える。

第二十二条第二号中「様式第三号」の下に「及び様式第三号の二」を加える。

第三十条中「第十七条の二」を「第十七条」に改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号

教育職員免許状授与等願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 印

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

1 免許状の種類

2 教科又は領域

※ 教育職員免許法第5条第1項（抄）

3 成年被後見人又は被保佐人

4 禁錮以上の刑に処せられた者

5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

授与手数料

宮城県収入証紙

様式第一号を次のように改める。

様式第二号

様式第三号を次のように改める。

様式第3号

履 歴 書					
氏 名		性 別	男・女	生年月日	年 月 日
本 籍 地	都・道・府・県				
住 所					
免 許 状 等	授与年月日	種 類	教科又は領域	免許状等番号	授与権者
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
※ 免許状の授与に係る基礎資格等に関係のある免許（看護師、保健師又は栄養士等の免許）についても記入すること。					
学 歴	在 学 期 間	学 校 名		部 科 名	卒業修了 中退の別
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
※ 学歴は高等学校入学から記入すること。					
業 務 歴	在 職 期 間	履 歴 事 項			発令庁等
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
	年 月 日から 年 月 日まで				
※ 病気休暇、病気休職、産前産後の休暇、育児休業及び介護休業等については、その期間及び理由を記入すること。 ※ 講師及び嘱託等の場合は、常勤又は非常勤の別を記入すること。					
賞 罰	年 月 日				
	年 月 日				

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2

履 歴 書			
在 職 期 間	履 歴 事 項	発 令 庁 等	
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			

業

務

歴

※ 病気休暇、病欠休暇、産前産後の休暇、育児休業及び介護休業等については、その期間及び理由を記入すること。
 ※ 講師及び嘱託等の場合は、常勤又は非常勤の別を記入すること。

※ 様式第3号の「業務歴」欄が不足する場合に使用すること。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号 削除

様式第七号を次のように改める。

様式第7号(表面)

実務に関する証明書						
職 名		氏 名		生年月日	年	月 日
実 務 の 記 録						
在 職 期 間	左 記 期 間 中 の 間 休 職 等 期 間			勤 務 校	職 名	担 任 科 担 領 任 域
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで		年 月 日 から 年 月 日 まで				

※ 休職等期間欄は、90日以上 の 病 気 休 暇、病 気 休 職、産 前 産 後 の 休 暇、育 児 休 業 及 び 介 護 休 業 等 の 期 間 を 記 入 す る こ と。
 ※ 特 別 支 援 学 校 の 場 合 は、勤 務 校 欄 に 勤 務 校 名 及 び 所 属 部 名 を 記 入 す る こ と。

様式第7号（裏面）

実 務 の 成 績						
観 察 事 項		不十分	や や 不十分	普 通	良 好	優 秀
1	教育上必要な専門的な研究及び一般的教養を高めるための努力をしているか					
2	学校の方針を理解して計画性のある学級又はホームルーム経営に努力しているか					
3	教材研究等教育上の準備はよくやっているか					
4	教室等環境の整備はゆきとどいているか					
5	児童生徒をよく理解し、掌握しているか					
6	児童生徒の実態に即した指導方法をとっているか					
7	指導内容は正確であるか					
8	評価は適切で、その結果を生かしているか					
9	家庭との連絡をよくとり、適切な生活指導を行っているか					
10	分掌事務を正確迅速に処理しているか					
参 考 事 項						
<p>所 見</p> <p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 長 印</p>						
<p>所 見</p> <p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 轄 庁 等（証明責任者） 印</p>						

※ 両面で作成すること。やむを得ず片面ずつとなる場合は左端を綴じて見開き部分に所轄庁等（証明責任者）の印で割印すること。

様式第七号の次に次の二様式を加える。

様式第7号の2 (表面)

実務に関する証明書					
職 名		氏 名		生年月日	年 月 日
実 務 の 記 録					
在 職 期 間	左 記 期 間 中 の 間	勤 務 校	職 名	担 任 科	担 任 域
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで				

※ 休職等期間欄は、90日以上を病気休暇、病気休職、産前産後の休暇、育児休業及び介護休業等の期間を記入すること。
 ※ 特別支援学校の場合は、勤務校欄に勤務校名及び所属部名を記入すること。

様式第7号の2 (裏面)

実 務 の 成 績						
観 察 事 項		不十分	や や 不十分	普 通	良 好	優 秀
1	食や栄養の研究・研修に努めるとともに、一般的教養を高めるための努力をしているか					
2	学校給食における所要栄養量、食品構成表、献立の作成等栄養管理を適切に行っているか					
3	食材の選定、購入、検収及び保管を適切に行っているか					
4	調理員の衛生、施設・設備の衛生、食品衛生等衛生管理はゆきとどいているか					
5	児童生徒の食に関する状況を把握する等、児童生徒をよく理解しているか					
6	食や栄養の専門的立場から担任教諭等を補佐して児童生徒に対しての集団又は個別の指導方法は適切か					
7	指導内容は正確であるか					
8	学校給食の安全と食事内容の向上のため、検食の実施及び検査用保存食の管理は適切か					
9	家庭への健康や食生活に関する情報提供に努め、連携を図っているか					
10	分掌事務を正確迅速に処理しているか					
参 考 事 項						
<p>所 見</p> <p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 長 印</p>						
<p>所 見</p> <p>上記のとおり証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 轄 庁 等 (証 明 責 任 者) 印</p>						

※ 両面で作成すること。やむを得ず片面ずつとなる場合は左端を綴じて見開き部分に所轄庁等（証明責任者）の印で割印すること。

様式第 7 号の 3

実務に関する証明書							
職 名		氏 名		生年月日	年 月 日		
基礎資格							
勤務先名							
実 務 の 記 録							
在 職 期 間	左 記 期 間 中 の 休 職 等 期 間	職 名	業 務 内 容 等				
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで						
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで						
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで						
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで						
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで						
年 月 日 から 年 月 日 まで	年 月 日 から 年 月 日 まで						
<small>※ 休職等期間欄は、90日以上 of 病気休暇、病気休職、産前産後の休暇、育児休業及び介護休業等の期間を記入すること。 ※ 業務内容等は、必要に応じて別紙で作成しても差し支えないこと。</small>							
実 務 の 成 績							
観 察 事 項			不十分	やや 不十分	普 通	良 好	優 秀
1	業務上必要な専門的知識及び技術を有しているか						
2	業務上必要な専門的な研究をしているか						
3	一般的教養を高める努力をしているか						
4	業務の計画を適確に立案し、実践しているか						
5	施設及び設備の管理はゆきとどいているか						
6	部下の指導及び監督は適確に行われているか						
7	担当事務はよく整理されているか						
8	来客への対応は適切に行われているか						
所 見 上記のとおり証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">所 属 長 印</div>							
所 見 上記のとおり証明します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">所 轄 庁 等 (証 明 責 任 者) 印</div>							

様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号

教育職員検定及び普通免許状授与等願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県
 住 所
 (フリガナ)
 氏 名 印
 生年月日(性別) 年 月 日(男・女)
 連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与(新教育領域の追加の定め)を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域
- 3 出願根拠規定

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)

- 3 成年被後見人又は被保佐人
- 4 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

検定手数料
宮城県収入証紙

授与手数料
宮城県収入証紙

様式第九号を次のように改める。
様式第十号を次のように改める。

様式第10号

身体に関する証明書				
本 籍 地	都・道・府・県			
住 所				
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日			
身 長	cm	胸 部 レントゲン 撮 影	年 月 日	
体 重	kg		フィルムNo.	
視 力	裸眼 右 () 左 () 矯正 右 () 左 ()		直接	間接
聴 力	正常・異常 ()			
血 圧	最大 mmhg 最小 mmhg			
尿	糖 () 蛋白 ()			
聴 診・打 診 そ の 他 の 検 査 所 見				
主 な 既 往 症				
総 合 所 見				
<p>上記のとおり証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">医療機関 (所在地) (名 称) (医師氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p>				

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号

人物に関する証明書							
職 名		氏 名		生年月日		年 月 日	
観察事項（該当欄に○印を付すこと。）							
	1	2	3	4	5		
責 任 感	ややもすれば責任を回避しがちである	責任を果たすが不十分である	責任を果たす	責任を十分に果たす	責任を積極的にしかも完全に果たす		
協 調 性	協力して仕事をするのが少ない	協力して仕事をするが範囲が狭い	協力して仕事をする	多くの人と協力して仕事をする	全ての人と積極的に協力して仕事をする		
計 画 性	計画性が少なく着眼性もあまり良くない	着眼は良いが計画性がやや少ない	計画性がある	計画性があり着眼も良好である	優れた計画性があり着眼も良く計画は周到である		
信 頼 度	誠実にやや欠けるところがあり信頼が薄い	一応信頼されるがいくらか誠実に欠けるところがある	誠実で信頼される	誠実で人々からの信頼が厚い	誠実で多くの人々から全面的に信頼される		
判 断 力	ややもすれば判断に適確を欠くことがある	概ね中正な判断をするが適確とは言えない	中正な判断をする	中正で適確な判断をする	あらゆる場合に中正で適確な判断をする		
言 動	言動に慎重を欠きがちである	言動に慎重であるがやや明快さや節度に欠けるところがある	言動と動作とも普通である	言動は明快で動作に節度がある	言動は非常に明快で動作に節度があり品位も失わない		
この人物の特性・能力・態度等で特記したい事項							
所 見							
上記のとおり証明します。							
年 月 日							
所 属 長							
印							
所 見							
上記のとおり証明します。							
年 月 日							
所 轄 庁 等（証明責任者）							
印							

様式第十一号の二を次のように改める。

様式第11号の2

教育職員検定及び特別免許状授与願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 印

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

※ 教育職員免許法第5条第1項(抄)

- 3 成年被後見人又は被保佐人
- 4 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

検定手数料

授与手数料

宮城県収入証紙

宮城県収入証紙

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号

教育職員検定及び臨時免許状授与等願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 印

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員検定による下記の教育職員免許状の授与（新教育領域の追加の定め）を別紙関係書類を添えて出願します。

なお、私は教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当せず、提出する一切の書類が真実であることを誓約します。

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

※ 教育職員免許法第5条第1項（抄）

- 3 成年被後見人又は被保佐人
- 4 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 6 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
- 7 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

検定手数料
宮城県収入証紙

授与手数料
宮城県収入証紙

様式第十三号を次のように改める。

様式第13号

助教諭採用に関する理由書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

所 属 長 印

所 轄 庁 等 印

を助教諭として採用しなければならない理由は下記のとおりです。

記

○ 任用予定年月日 年 月 日

○ 同一校種・同一教科での既授与回数 回

様式第十四号を次のように改める。

様式第14号

教育職員免許状交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 印

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

教育職員免許法施行法第1条の規定により下記の教育職員免許状を交付されるよう別紙関係書類を添えて出願します。

なお、有する旧免許状の種類等は次のとおりです。

免 許 状	種 類	
	教 科	
	免 許 状 番 号	
	授 与 年 月 日	

記

- 1 免許状の種類
- 2 教科又は領域

再交付手数料	

宮城県収入証紙	

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号

教育職員免許状書換願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

新 氏 名 印

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

年 月 日付けで戸籍事項に異動がありましたので、下記の教育職員免許状の書換を別紙関係書類を添えて出願します。

- 1 書換の理由
- 2 異動前の本籍地及び氏名

記

免 許 状	種 類	
	教科又は領域	
	免許状番号	
	授与年月日	

書換手数料	

宮城県収入証紙	

様式第十七号を次のように改める。

様式第17号

教育職員免許状再交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住 所

(フリガナ)

氏 名 印

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

下記の教育職員免許状を紛失(破損)したので、再交付を別紙関係書類を添えて出願します。

記

免 許 状	種 類	
	教科又は領域	
	免許状番号	
	授与年月日	

再交付手数料	
宮城県収入証紙	

様式第十八号を次のように改める。

様式第18号

再 交 付 の 理 由 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(フリガナ)
氏 名 印

生 年 月 日 年 月 日

教育職員免許状の再交付を出願する理由は下記のとおりです。

記

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 印

様式第二十号を次のように改める。

様式第20号

年 月 日 証第 号

教育職員免許状授与（交付）証明書交付願書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

本 籍 地 都・道・府・県

住所又は勤務校

(フリガナ)

氏 名 印

生年月日(性別) 年 月 日 (男・女)

連絡先電話番号

次の理由により下記教育職員免許状授与（交付）証明書の交付を出願します。

理 由

記

免許状の種類	教科又は領域	免許状番号	授与（交付）年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

附 則

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第十六条第十号中「又は様式第七号の三」とあるのは、「様式第七号の三又は様式第七号の四」とする。
- 3 この規則の施行の際、改正前の教育職員の免許状に関する規則の様式で作成された書類については、改正後の教育職員の免許状に関する規則の相当の様式で作成されたものとみなす。

様式第7号の4

実務に関する証明書

1 勤務者氏名及び生年月日

氏 名：

生 年 月 日： 年 月 日

2 保育士等として良好な成績で勤務した期間等

勤 務 期 間： 年 月 日 から 年 月 日 まで

休 職 等 期 間： 年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日 から 年 月 日 まで

※ 90日以上病気休暇、病気休職、産前産後の休暇、育児休業及び介護休業等の期間について記入すること。

なお、これらの期間については、在職年数として認められません。

実 労 働 時 間： 時間

3 施設の概要

施 設 名：

※ 認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について全て記入すること。

認 可 等 年 月 日： 年 月 日

※ 認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。

所 在 地：

電 話 番 号：

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

施設名

証明者

印

(注) 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4,320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書が必要となります。

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第四号

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式、第五号様式、第六号様式及び第七号様式中

「本 籍 地 所 住 所 地 籍 地 籍 地 部 道 府 県
住 所 住 所 住 所
(ふりがな) (フリガナ)
氏 名 印 氏 名 印
生 年 月 日 生 年 月 日 年 月 日
連 絡 先 連 絡 先 連 絡 先 電話番号

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第五号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 前項の規定による許可が月の初日以外の日である場合において、当該入学を許可された者がその月中に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の申請をしたときは、その者は同法第三条に規定する就学支援金の支給に関する限り、その月の初日において当該高等学校に在学していたものとみなす。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第六号

県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の管理に関する規則（昭和三十二年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中第四項を第五項に、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第二号の規定にかかわらず、教育の実施上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日に授業を行うことができる。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第七号

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部を改正する規則

県立高等学校の授業料の減免等に関する規則（昭和五十一年宮城県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「授業料の」を「授業料及び受講料の」に、「経済的理由により徴収期限までに授業料を納付することが困難である」を「次の表の各号の上欄に掲げる」に、「各期分の授業料をその期の徴収期限から二月（第一期分にあつては三月）を経過した」を「当該各号の中欄に掲げる授業料又は受講料を、当該各号の下欄に掲げる」に改め、同項に次の表を加える。

対 象 者	授業料及び受講料の区分	変更後の徴収期限
一 経済的理由により徴収期限までに授業料を納付することが困難である者	各期分の授業料	その期の徴収期限から二月（第一期分にあつては、三月）を経過した日
二 四月一日から同月十五日（通信制の	その年度の第一期分の	徴収期限から三月を経

<p>課程における就学に係るこの号に規定する申請にあつては、同月末日までに間に高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）以下「就学支援金支給法」という。第四条の認定の申請（以下この項及び第四項において「申請」という。）をした者（転入学、編入学、復校又は転籍（以下「転入学等」という。）をした者であつて、当該転入学等をした日の属する月（当該転入学等をした日の属する月以外である場合に於ては、当該転入学等をした日の属する月又はその翌月）中に申請をしたもの（以下「転入学等申請者」という。）を除く。）</p>	<p>授業料又は当該年度の受講料</p>	<p>過した日</p>
<p>三 七月一日から同月十五日までの間に申請をした者（転入学等申請者を除く。）又は当該期間中に就学支援金支給法第十七条の規定による届出（以下この項及び第四項において「届出」という。）をした者</p>	<p>その年度の第二期分の授業料</p>	<p>徴収期限から三月を経過した日</p>
<p>四 第二号又は第六号の規定に該当することにより受講料の徴収期限の変更が認められた者であつて、その年度の七月一日から同月十五日までの間に届出をした者</p>	<p>その年度の受講料</p>	<p>第二号又は第六号の下欄に掲げる日から三月を経過した日</p>
<p>五 十月一日から同月末日までの間に申請（通信制の課程における就学に係るものに限る。）をした者（同月一日前から引き続き当該課程に在学している者及び転入学等申請者を除く。）</p>	<p>その年度の第一期分の授業料又は当該年度の受講料</p>	<p>徴収期限から三月を経過した日</p>
<p>六 その年度の前年度の申請又は届出によりその年度の四月から六月までの各月分の高等学校等就学支援金の支給が予定されている者</p>	<p>その年度の第一期分の授業料又は当該年度の受講料</p>	<p>徴収期限から三月を経過した日</p>
<p>七 転入学等申請者</p>	<p>転入学等をした日の属する期分の授業料又は転入学等をした日の属する年度の受講料</p>	<p>徴収期限から三月を経過した日</p>

第二条第二項中「前項」の下に「の表の第一号の上欄に掲げる者は、同項」を加え、「生徒」を「と」に改め、同条に次の一項を加える。

4 校長は、第一項の表の第二号から第七号までの上欄に掲げる者に対し、その者から申請又は届出があつた後速やかに徴収期限の変更が認められる授業料又は受講料及びその変更後の徴収期限を通知しなければならない。

第三条第一項の表一の項中「期（認定日が、その属する期の徴収期限後である場合は次の期）から第四期」を「月の翌月からその年度の三月」に、「四分の一」を「十二分の一」に、「期数」を「月数」に改め、同表二の項中「属する期」を「属する月の翌月」に、「期の徴収期限後」を「月の初日」

に、「次の期」を「その月」に、「期の直前の期（休学及び留学の終期が、その属する期の徴収期限後である場合はその属する期）」を「月」に改め、同表三の項中「期（許可日が、その属する期の徴収期限後である場合は次の期）から第四期まで。但し」を「月の翌月からその年度の三月まで。ただし」に、「期から第四期」を「期の最初の月からその年度の三月」に改め、同表四の項中「第一期」を「四月」に、「期の直前の期」を「月の前月」に改め、同表五の項中「期の次の期から第四期」を「月の翌月からその年度の三月」に改め、同条第二項の表一の項中「期（申請の日が、その属する期の徴収期限後である場合は次の期）から第四期まで」を「月からその年度の三月まで。ただし、就学支援金支給法第三条第一項に規定する就学支援金その他の授業料に充てるための給付金（以下「就学支援金等」という。）の支給を受けている月を除く。」に、「四分の一」を「十二分の一」に、「期数」を「月数」に改め、同表二の項中「期（申請の日がその属する期の徴収期限後である場合は次の期）」を「月」に、「期の直前の期」を「月の前月」に、「期の徴収期限後である場合はその属する期」まで」を「月の末日である場合はその月」まで。ただし、就学支援金等の支給を受けている月を除く。」に、同表三の項中「期（申請の日が、その属する期の徴収期限後である場合は次の期）から第四期まで」を「月からその年度の三月まで。ただし、就学支援金等の支給を受けている月を除く。」に、「四分の一」を「十二分の一」に、「期数」を「月数」に改め、同条第三項中「全額」の下に「当該年度中に、受講料の十二分の一に相当する額の就学支援金等の支給を受けている月があるときはその額にその月数を乗じて得た額を除き、受講料の十二分の一に相当する額に満たない就学支援金等の支給を受けている月があるときは当該就学支援金等の月額にその月数を乗じて得た額を除く。」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第八号

県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則の一部を改正する規則
 県立高等学校に係る授業料及び受講料の徴収の特例に関する規則（平成二十二年宮城県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規則は、」の下に「県立学校条例の一部を改正する条例（平成二十六年宮城県条例第十五号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例による改正前」を加える。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和四十二年宮城県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号に、第十号から第十二号を二号ずつ繰り上げる。

別表第一第七号の表中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務（ただし、仙台市及び石巻市が設置する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒に係るものに限る。）

- 1 法第四条の規定による就学支援金の受給資格の認定
 - 2 法第六条の規定による就学支援金の支給決定
 - 3 法第八条の規定による就学支援金の支給停止決定
 - 4 法第九条の規定による就学支援金の支払の一時差し止めの決定
 - 5 法第十一条の規定による不正利得した者からの徴収の承認
 - 6 法第十七条の規定による届出に対する就学支援金の支給決定
 - 7 法第十八条の規定による受給権者又は保護者等に対する必要な報告等の命令
- 別表第一第八号の表第八号中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。
- 7 利用料金の全部又は一部の免除に係る基準の承認（条例第十二条の2）
- 別表第一第八号の表第九号中10を11とし、9の次に次のように加える。
- 10 利用料金の全部又は一部の免除に係る基準の承認（条例第十六条）
- 別表第一第八号の表第十号中3を次のように改める。
- 3 利用料金の全部又は一部の免除に係る基準の承認（条例十二条）
- 別表第一第八号の表第十号中4及び5を削り、6を4とする。

課	長
課	長
課	長
課	長
課	長
課	長
課	長
課	長
課	長
課	長
課	長
課	長

別表第三の表第二十五号の教育長専決等事項欄中「第二十四条」を「第四十条の二」に改め、同表中

三十六 和四十二年 城規則第六 十号)の施 行に關する こと	全部			

三十六 和四十二年 城規則第六 十号)の施 行に關する こと	全部	イ 公益認定 (第四条)の 取消し(第二 十九条)	イ 変更の認定 (第十一条) 合併による 地位の承継 (第二十五条) ハ 公益法人に 対する勧告及 措置命令 (第二十八条) ニ 宮城県公益 認定等委員会 への諮問(第 五十一条)	イ 公益認定等 に關する意見 の聴取(第八 条、第十一条、 第二十五条、 第二十八条、 第二十九条) ロ 公益認定等 の公示(第十 条、第十二条、 第二十四条、 第二十六条、 第二十八条、 第二十九条) ハ 変更の認定 (第二十一条、 第二十五条) ニ 変更認定申 請書等の変更 後の行政庁へ の提出及び事 務の引受け (第二十五条、 第二十七条) ホ 財産目録等 の閲覧又は謄 写(第二十二 条) ヘ 立入検査等 の実施(第二 十七条) ト 勸告内容の 公表(第二十 八条) チ 名称変更登 記の嘱託(第 二十九条)	

を

<p>三十八 一 一般社団法人 二 一般財団法人 三 公益社団法人 四 公益財団法人 五 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に 六 法律の整備等 七 法律の施行に 八 法律の施行に 九 法律の施行に 十 法律の施行に 十一 法律の施行に 十二 法律の施行に 十三 法律の施行に 十四 法律の施行に 十五 法律の施行に 十六 法律の施行に 十七 法律の施行に 十八 法律の施行に 十九 法律の施行に 二十 法律の施行に 二十一 法律の施行に 二十二 法律の施行に 二十三 法律の施行に 二十四 法律の施行に 二十五 法律の施行に 二十六 法律の施行に 二十七 法律の施行に 二十八 法律の施行に 二十九 法律の施行に 三十 法律の施行に 三十一 法律の施行に 三十二 法律の施行に 三十三 法律の施行に 三十四 法律の施行に 三十五 法律の施行に 三十六 法律の施行に 三十七 法律の施行に 三十八 法律の施行に</p>	
<p>イ 移行認定（第百条） ロ 移行認定の取消し（第百九条） ハ 移行認可（第百十七条） ニ 移行認可の取消し（第百三十一條）</p>	
<p>イ 登記の催告（第百九条） ロ 第百三十一條 ハ 出計画の変更（第百二十五條） ニ 移行法人に對する勸告及び措置命令（第百二十九條） ホ 移行法人の財産の帰属の承認（第百三十條） ヘ 宮城県公益認定等委員会（第百三十八條）</p>	
<p>イ 事務の引受け（第百八條） ロ 移行法人の監督（第百二十三條） ハ 公益目的の支出計画の実施完了の確認（第百二十四條） ニ 公益目的の支出計画の実施報告の閲覧又は謄写（第百二十七條） ホ 立入検査等の実施（第百二十八條） ヘ 答申に基づいた措置についての報告（第百二十九條） ト 照会又は協力の要請（第百四十二條）</p>	<p>リ 認定取消法 人等に対する通知（第三十條） 又 届出書類及び財産目録等の写しの送付（第五十三條） ル 答申に基づく措置の報告（第五十二條） ヲ 照会又は協力の要請（第五十六條）</p>

改める。
附 則
この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十六年三月三十一日

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

宮城県教育委員会
教育長 高 橋 仁

に

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。
別表中「宮城県女川高等学校 女高」を削り、

「宮城県立光明支援学校 光支」 「宮城県立光明支援学校 光支」
を 「宮城県立小松島支援学校 小支」に改める。
宮城県立拓桃支援学校 拓支」 「宮城県立拓桃支援学校 拓支」

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

宮城県教育委員会
教育長 高 橋 仁

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表の三の項中第四号を第五号に、第三号を第四号とし、同項中第二号を次のように改め、同号を第三号とする。

三 県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十七号）第三条の規定による他の都道府県に住所を有する者の当該高等学校に就学することの承認

別表の三の項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関する次の事務

- 1 第四条の規定による就学支援金の受給資格の認定
- 2 第六条の規定による就学支援金の支給
- 3 第八条の規定による就学支援金の支給停止
- 4 第九条の規定による就学支援金の支払の一時差し止め
- 5 第十一条の規定による不正利得の徴収
- 6 第十七条の規定による届出の受理

7 第十八条の規定による受給権者又は保護者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問を行う事務

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。